

文京区総合サービス事業実施要綱（平成30年4月1日一部改正の主な変更点）

番号	改正後	現行
1	<p>(変更等の届出等)</p> <p>第14条 指定事業者は、当該指定に係る申請内容に変更があったときは、文京区総合サービス事業指定事業者指定内容変更届出書（別記様式第7号）を当該変更が生じた日から<u>10</u>日以内に区長に提出しなければならない。</p> <p>2 指定事業者は、指定サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、文京区総合サービス事業廃止・休止・再開届出書（別記様式第8号）を当該指定サービスを廃止し、又は休止しようとする日の1月前までに区長に提出しなければならない。</p> <p>3 指定事業者は、前項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該廃止又は休止しようとする日の前1月において指定サービスを受けていた利用者であって、当該指定サービスの廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう関係機関との連絡調整を十分に行うとともに、便宜の提供を行わなければならない。</p> <p>4 第2項の規定により指定サービスを休止した指定事業者が当該指定サービスを再開したときは、文京区総合サービス事業廃止・休止・再開届出書を当該再開した日から<u>10</u>日以内に区長に提出しなければならない。</p>	<p>(変更等の届出等)</p> <p>第15条 指定事業者は、当該指定に係る申請内容に変更があったときは、文京区総合サービス事業指定事業者指定内容変更届出書（別記様式第7号）を当該変更が生じた日から14日以内に区長に提出しなければならない。</p> <p>2 指定事業者は、指定サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、文京区総合サービス事業廃止・休止・再開届出書（別記様式第8号）を当該指定サービスを廃止し、又は休止しようとする日の1月前までに区長に提出しなければならない。</p> <p>3 指定事業者は、前項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該廃止又は休止しようとする日の前1月において指定サービスを受けていた利用者であって、当該指定サービスの廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう関係機関との連絡調整を十分に行うとともに、便宜の提供を行わなければならない。</p> <p>4 第2項の規定により指定サービスを休止した指定事業者が当該指定サービスを再開したときは、文京区総合サービス事業廃止・休止・再開届出書を当該再開した日から7日以内に区長に提出しなければならない。</p>
2	<p>(記録及び評価)</p> <p>第19条 指定事業者は、その実施する事業の円滑な運営に資するため、事業の種別に応じて日報及びサービス提供記録票等の必要な帳票を整備しなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターの運営事業者及び当該地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントの委託を受けた指定居宅介護支援事業者並びに指定事業者は、前項の規定により整備する帳票のうち、<u>第1号から第3号までの記録については</u>その完了の日から5年間、<u>第4号から第7号までの</u></p>	<p>(記録及び評価)</p> <p>第20条 指定事業者は、その実施する事業の円滑な運営に資するため、事業の種別に応じて日報及びサービス提供記録票等の必要な帳票を整備しなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターの運営事業者及び当該地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントの委託を受けた指定居宅介護支援事業者並びに指定事業者は、前項の規定により整備する帳票のうち、次に掲げるものにあつてはその完了の日から5年間、その他のものにあつてはその完了の日</p>

	<p><u>記録については</u>その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 勤務の体制に係る記録</p> <p>(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>指定サービスの費用</u>の請求に関して国保連に提出したものの写し</p> <p>(4) <u>提供したサービスに係る利用者又はその家族からの苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>サービス提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(6) <u>利用者に係るサービス計画書</u></p> <p>(7) <u>従事者が受講した一定の研修に係る記録</u></p>	<p>から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 勤務の体制に係る記録</p> <p>(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) サービス事業の費用の請求に関して国保連に提出したものの写し</p>
3	<p><u>(支給額)</u></p> <p><u>第28条 指定サービスの提供に係る支給額は、前条の規定により算定した費用の額（当該額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。</u></p> <p><u>2 指定サービスの利用者の所得が、法第59条の2第1項に規定する所得の額である場合における支給額について前項の規定を適用する場合は、前項中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」とする。</u></p> <p><u>3 指定サービスの利用者の所得が、法第59条の2第2項に規定する所得の額である場合における支給額について第1項の規定を適用する場合は、第1項中「百分の九十」とあるのは「百分の七十」とする。</u></p>	
4	<p>付 則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。</p> <p><u>付 則</u> <u>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>なお、第28条第3項に規定する支給額は、平成30年8月1日より適用する。</u></p>	<p>付 則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。</p>